

**「都道府県社会的養育推進計画」の策定期限を延長し
国の目標に沿って目標設定をやり直すよう求める緊急要請**

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

2020年3月16日

私ども下記賛同者一同は、今月末とされている「都道府県社会的養育推進計画」の策定期限を3か月ないし6か月延長し、里親による家庭養育を最も必要としている未就学児、とりわけ3歳未満の子どもの里親等委託率に関し、国の示した目標に届かない自治体につきまして、国の目標に沿って目標設定をやり直した計画を提出するように求めていただきたく、ここに強く、そして緊急に要請いたします。

「都道府県社会的養育推進計画」で各自治体が掲げた3月5日時点の里親等委託率の目標値が、今月6日に開催された国会における議員連盟に対し厚生労働省から示され、また、メディアにおいても取り上げられました(別添)。それらによると、国が設定した目標を満たさない自治体が約9割、国の目標の半分を下回る計画も3割近いという、社会的養育が必要な子ども達にとって、そして日本の未来にとって危機的状況が明らかになりました。

そもそも、すべての子どもにとって温かい家庭で愛されて育つことが必要不可欠です。日本も批准している国連・子どもの権利条約は「家庭で育つ権利」を子どもの基本的人権とし、国連は、実家庭で育てられない社会的養護下に関しても、里親や養親による家庭養育が原則で、「子どもの施設入所は最終手段」としています。とりわけ幼い子どもにとっては、そうした養育環境が実現しない場合には脳の発達に影響するというエビデンスも示されており、幼い子どもの養育を施設で行わないことは先進諸外国では常識となっています。

しかし、日本では、社会的養護下の子どもたちの約8割が施設に入所しています。こうした現状を変えようと、2016年に児童福祉法が抜本的に改正され、「子どもの権利」とともに、「家庭養育優先原則」が定められ、代替養育に当たっては、里親および特別養子縁組を原則とし、やむを得ない場合に限り小規模かつ地域分散化された小規模施設へ入所、とされました。これを受けて厚生労働省は、愛着形成に重要な時期である乳幼児期の里親等委託率を概ね7年以内に75%以上にする(3歳未満は概ね5年以内)などの数値目標も明確に打ち出しました。

2016年以來のこうした前進にもかかわらず、今般の「都道府県社会的養育推進計

画」のもたらす結果は、事実上、今後 10 年間の社会的養育を必要とする子ども達の養育環境を決定づけ、幼い子ども達の人生に大きな影響を与える重大な問題です。また、このことは改正児童福祉法に違反することでもあります。

乳児院で暮らす 3 歳未満の子どもは全国で約 3 千人です。たった数千人の幼い乳幼児に、5 年かかっても温かい家庭を提供できない、ないしは提供する気さえない事態は、社会の怠慢以外のなにものでもありません。「大人の怠慢」で「子どもの健全な養育や発達」が阻害されることは許されません。

地域格差なく子どもの権利を守ることは、子どもの権利条約を批准している国の役目です。加藤厚生労働大臣におかれましては、子どもの健全な育ちを保障する観点から、是非とも迅速かつ果敢な判断を賜わり、子ども達の未来をお守り頂けますよう、どうか心よりお願いいたします。

一覧 (63 名、2020 年 3 月 16 日時点)

サヘルローズ	女優
一青窈	歌手
SUGIZO	ミュージシャン
瀬奈じゅん	女優、養子縁組当事者、&Family
千田真司	俳優・ダンサー、養子縁組当事者、&Family
笹川陽平	日本財団 会長
矢満田篤二	社会福祉士 / 『赤ちゃん縁組』で虐待死をなくす一愛知方式が「つないだ命」著者
奥山真紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部 学部長・教授
出井伸之	クオンタムリープ代表取締役ファウンダー & CEO 元ソニー代表取締役会長兼 CEO
土井香苗	国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表
駒崎弘樹	認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
山崎直子	宇宙飛行士
小林りん	学校法人インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢 代表理事
堀正嗣	熊本学園大学社会福祉学部 教授
栄留里美	大分大学福祉健康科学部 助教

木ノ内博道 特定非営利活動法人千葉県里親家庭支援センター 理事長/公益財団法人全国里親会 広報委員
 阿古智子 東京大学 教授
 安倍宏行 Japan In-depth 編集長
 新井佐恵子 白鷗大学 特任教授/有限会社アキュレイ 代表
 栗津美穂 インターナショナル・フォスター・ケア・アライアンス(IFCA)代表
 安藤莖子 グミの会 サポート
 井戸まさえ 民法 772 条による無戸籍児家族の会 代表
 猪瀬美樹 日本放送協会 チーフ・ディレクター
 内山幸樹 株式会社ホットリンク 代表取締役会長
 大塚ゆかり 山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科 教授
 岡島悦子 株式会社プロノバ 代表取締役社長
 奥田陸子 IPA(子どもの遊ぶ権利のための国際協会)元日本支部代表、現顧問/NPO 子ども&まちネット 理事/子どもフォーラム 役員
 甲斐田万智子 認定 NPO 法人国際子ども権利センター(シーライツ) 代表理事
 柏崎朗子 公益社団法人日本心理学会、里親
 川口清勝 タグボート 代表
 橋高真佐美 弁護士
 木下智佳子 テレビ朝日
 木村尚敬 (株)経営共創基盤 パートナー
 桑子 和佳絵 一般社団法人 NICCOT Partners(ニコットパートナーズ)代表理事
 小柳ちひろ テムジン(映像製作会社)ディレクター
 坂本雅子 SOS 子どもの村 JAPAN 常務理事
 里見 治紀 セガサミーホールディングス(株) 代表取締役社長グループ COO
 柴田久枝 一般社団法人わたしのみらい 理事
 洪澤健 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役
 神通優子 富山児童相談所 福祉指導員
 高橋まゆみ 一般社団法人わたしのみらい 代表理事
 長阿彌幹生 教育文化研究所 代表
 中村隆 社会福祉法人共栄福祉会 福祉型障害児入所施設 若久緑園園長
 西川朋子 文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト 広報・マーケティングチームリーダー
 野沢和香 IDEA コーポレーション ヨガインストラクター/モデル
 野村由美子 NPO 法人子どもセンターパオ 運営委員/中日新聞電子メディア局 中日プラス運営部部長
 原健志 東京大学法科大学院

坂野尚子	株式会社ノンストレス 代表取締役社長
福田茂雄	NPO 法人 NGO フク 21 ふらっとホーム
藤沢久美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表
藤松光江	特定非営利活動法人ワーカーズコープふくおか事業所 所長
ホップス美香	里親、モッキンバードファミリーハブホーム(東京)
松本進	IS Collaboration Inc. メンタルトレーナー
村上由美子	弁護士
安永秀岳	絆の会(養子縁組家族交流会)相談役
柳沢正和	認定 NPO 法人グッド・エイジング・エールズ
山岸広太郎 業者	慶應イノベーション・イニシアティブ 代表取締役社長/グリー共同創 業者
山田勝美	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科 教授
山本公哉	UWC ISAK Japan 理事
吉成麻子	ファミリーホーム吉成 代表/NPO 乳幼児家庭養育の会 理事/NPO タイガーマスク基金 理事
渡辺由美子	NPO 法人キッズドア 理事長
渡邊聡	絆の会 代表

都道府県社会的養育推進計画における里親等委託率の目標

・各自治体からの報告に基づく暫定値である(3月5日時点) は、策定要額に示す国の基準を満たすもの

	5年目 (2024年度末)		7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)			
	3歳未満	3歳未満 75.0%以上	3歳未満	3歳以上 就学前 75.0%以上	3歳未満	3歳未満 就学前	3歳以上 就学前	学童期以降 50.0%以上
国が策定要額で示す数値	75.0%以上	75.0%	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%以上
北海道(札幌市)	33.6%		33.7%	33.9%	33.7%	33.9%	33.7%	33.7%
青森県	38.5%		60.9%	62.2%	60.9%	62.2%	47.9%	46.6%
岩手県	34.8%		44.3%	54.8%	52.6%	46.6%		
宮城県	38.5%		55.3%	51.9%	63.2%	62.2%		
秋田県	26.0%		32.0%		40.4%			
山形県	57.5%		75.0%	75.0%	75.0%	31.7%		
福島県	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%			
茨城県	70.0%		71.4%	69.8%	60.7%			
栃木県	53.1%		54.4%		41.0%			
群馬県	33.8%		57.4%		50.0%			
埼玉県(さいたま市)	36%		40.0%					
千葉県(千葉市)	(検討中)		(検討中)		(検討中)			
東京都	34.2%		50.5%	50.5%	33.6%			
神奈川県(新潟市)	53.0%		75.0%	75.0%	24.6%			
富山県	48.7%		61.0%	77.0%	57.0%			
石川県(金沢市)	40.0%		66.7%	66.7%	33.3%			
福井県	33.0%		65.0%	65.0%	35.0%			
山梨県	52.3%		75.6%	77.8%	52.8%			
長野県	(未公表)		(未公表)		(未公表)			
岐阜県	48.1%		67.9%	47.9%	37.5%			
静岡県	45%		65%	58%	46%			
愛知県	28.5%		49.4%	45.7%	30.1%			
三重県	48.4%		60.0%	60.0%	40.0%			
滋賀県	52.2%		73.9%	65.4%	60.2%			
京都府	26.7%		40.0%	40.0%	33.3%			
大阪府	47.0%		64.0%	44.0%	38.0%			
兵庫県	37.5%		55.8%	46.8%	47.1%			
奈良県	27.0%		47.0%	42.0%	31.0%			
和歌山県	(検討中)		(検討中)		(検討中)			
鳥取県	(検討中)		(検討中)		(検討中)			
島根県	35%		41%	33%	33%			
				概ね40%以上 (就学前全体)			概ね40%以上 (就学前全体)	
				概ね40%以上 (就学前全体)			概ね40%以上 (就学前全体)	
国が策定要額で示す数値	75.0%以上	75.0%	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%以上
岡山県(岡山市)	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	11歳まで 50% 12歳以降 20%
広島県(広島市)	29.0%		34.8%	36.1%	43.5%	44.0%	42.4%	
山口県	33.3%				45.0%			
徳島県	60.0%		60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%	
香川県	51.7%		56.0%	60.7%	70.0%	70.0%	40.0%	
愛媛県	48.0%		(未公表)	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%	
高知県	(未公表)		60.7%	60.4%	(未公表)	(未公表)	(未公表)	
福岡県	52.4%		63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%	
佐賀県	53.6%		75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%	
長崎県	61.8%		75.0%	55.9%	69.8%	58.7%	30.3%	
熊本県(熊本市)	45.4%				75.0%	50.0%	35.0%	
大分県	75.0%		36.0%		54.0%	44.0%	35.0%	
宮崎県	39.7%		39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%	
鹿児島県	38.9%		46.4%	52.5%	66.7%	56.0%	33.2%	
沖縄県	61.7%		38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%	
仙台市	33.1%		75.0%	74.6%	76.4%	75.4%	49.8%	
川崎市	75.0%		76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	50.0%	
相模原市	50.0%				67.0%	59.0%	49.0%	
静岡市	53%				64%	58%	52%	
浜松市	45%				70%	30%	30%	
名古屋市	74.3%		76.5%	75.6%	75.8%	74.4%	50.2%	
名古屋市	25.5%		31.9%	34.7%	41.0%	42.9%	33.9%	
大阪市	31.4%		46.0%	46.0%	46.0%	37.3%	32.2%	
堺市	38.0%		42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%	
神戸市	77.1%		75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%	
北九州市	33.0%				100.0%	100.0%	62.1%	
福岡市	42.9%							
横須賀市	33.0%							
明石市	42.9%							

別添 1

出典: 令和2年3月6日「自民党 児童の養護と未来を考える議員連盟」及び「超党派 児童虐待から子どもを守る議員の会」厚生労働省子ども家庭局からの提出資料より(4 ページ)

里親 国目標満たす計画1割

6面に 検証

虐待などを受け親元で暮らせない子どもを家庭的な環境で養育するため、厚生労働省が今年度末までに都道府県などに策定を求めている「社会的養育推進計画」を巡り、国が設定した「里親委託率」の目標を満たす計画が約1割にとどまることが判明した。厚生労働省は2月下旬、2016年の児童福祉法改正で打ち出した「施設から家

自治体 確保に苦心

庭へ」の原則を踏まえ自治体に再検討を求める通知を出したが、里親の確保などに苦心する自治体は、実情に即した目標設定を認めるべきだと主張している。

厚生労働省によると、対象となる子どもは18年度末時点で約3万5000人。大半は児童養護施設や乳児院などに入所し、里親や少人数のファミリーホームなど家庭的な環境にある割合を示す里親委託率は20・5%。

委託率について厚生労働省は18年7

月、①3歳未満は24年度までに75%②未就学児全体で26年度までに75%③学童期以降は29年度までに50%とする目標を設定。都道府県と児童相談所設置市の計70自治体に、数値目標と達成期限を盛り込んだ計画策定を求めた。

厚生労働省の3日時点のまとめによると、道県と市が共同で作った例も含め62の計画が策定された。国の目標を満たす委託率を挙げたのは①と②が各6自治体、③は10自治体にとどまった。特に国が最優先とする①は20%台6自治体、30%台19自治体で、国との乖離も目立つ。

【横田愛、青木絵美】

